

特別寄託「木村定三氏手帳等の資料」について

足立 好弘 長屋菜津子

1 はじめに

2014（平成26）年度に愛知県美術館（以下、当館）は、故木村定三氏夫人の美保子氏から、定三氏の手帳等の資料一式を、条件付寄託品としてお預かりした。その内訳は表1のとおりである。この内、枝番14は出典不明のコピー1部「寒山拾得について」、枝番15はある作品の入札控え1枚といったものであり、本稿では枝番1から枝番13に到る13冊の手帳について報告する。これらの手帳は、定三氏が生前に自ら蒐集したコレクションを記録・管理するために使用していたものである。

当館が定三氏から最初の寄贈を受けたのは2001（平成13）年のことであった。2003（平成15）年1月21日に定三氏が逝去されるまでに344件を受贈し、翌年から現在まで美保子氏から2,963件の寄贈を受け、2017（平成29）年度末現在で、当館の木村定三コレクション（以下、コレクション）は3,307件となっている。

これらコレクションの調査研究は2003（平成15）年より開始されたが、作品の中には来歴が重要な意味を持つものも数多くあり、必要が生じるたび美保子氏にお尋ねをしていた。その都度美保子氏が調べて下さっていたのが、この手帳類であった。従って当館側でも早い段階からこの手帳類の存在を認識してはいたが、それらは非常に個人的な性格のものであると推測していたので、当館がお預かりできるとは考えていなかった。ところが、2014（平成26）年秋に美保子氏が自らこの手帳を当館にお持ちになり、寄託をお申し出くださったのである。

当館はこの手帳類の受託後、既に受贈している各作品が、手帳のどこに記載されているのか、索引の作成を開始した。現在、索引はほぼ完成に近い段階に入ったが、ここに至る過程はこの手帳群に記された情報の重要性についての再確認の連続でもあった。

本稿は、これら13冊の手帳に関し次の3点を中心に報告することを目的とする。

- (1) 美保子氏と当館との間で取り交わされた寄託条件と当館の対応
- (2) この手帳類に含まれている情報の概要
- (3) 手帳の索引作成作業を通して得られた知見。

この手帳は次節に記すとおり非公開が原則である。寄託の条件により、当館の学芸員以外がこの手帳を閲覧することはできない。しかし手帳に記載された内容の内、具体的に何を公開してはいけないのかを明らかにすることにより、逆に当館が外部の研究者に対し、どこまでの範囲で協力ができるのかを示すことができるのではないかと考え、美保子氏のご了解を得て、ここに報告するものである。

2 寄託の条件

2014（平成26）年度に美保子氏から当館へ提出された寄託申し込み書の付記には、次の3条件が記されている。

以下を条件とする。

- ① 学術調査を目的とする、愛知県美術館学芸員のみに関連を許可する。
- ② 複写、撮影を含め、一切の「写し」の作成を禁止する。
- ③ この手帳からの引用は、その都度、所有者が是非を判断し許可したものでなければ、公開してはならない。

受託後、手帳群は2つの箱に納められ、ロッカー内に施錠管理されている。箱の上には閲

覧の記録簿が置かれており、当館の学芸員であるなら誰でも閲覧は可能であるが、その際、閲覧者は箱を開ける前に、自らの氏名、日時、閲覧目的を記入するという規則を設けている。また美保子氏のご了解を得て学芸補助員（本稿共同執筆者である足立）が索引作成の作業に当たっているが、開錠・施錠は必ず学芸員が行い、その都度、記録を付けている。

受託後これらは一切の撮影を行わず、例外のコピー1枚を除き、複写も取られていない。「例外のコピー1枚」とは、行政的な手続き上で必要が生じ、事前に美保子氏のご了解を得て複写が行われたもので、美保子氏が非公開と指定された情報の部分を墨塗りの上で提出された。そしてその手続き終了後、そのコピー1枚も速やかに廃棄されたので、現在、手帳の複写は1枚も存在していない。

美保子氏がこの手帳類から流出することを恐れておられる情報は、入手先、譲渡先の氏名といった、いわゆる「個人情報」である。その個人情報が全体の情報の中で占める割合は大きくはないが、定三氏が非常に几帳面に、かつ独自の規則に基づいて大変手際よく情報を記録しておられた関係から、どの手帳にもこの種の個人情報が含まれないページが無いほどであり、美保子氏が全面的な複写禁止を条件にされたのも無理からぬことであると感じたことを、一閲覧者の感想としてここに記しておく。

表1 「木村定三氏手帳等 15点」 寄託手続順

登録 枝番	名称	寸法 (mm)	ページ数 (見返しを 含む)	附属品	材質 (形状、内容)
1	手帳 1	95×151	122pp.	メモ 1枚、付箋 3枚	手帳ビニルクロス。 表紙に「1」手書きシール。
2	手帳 2	95×150	122pp.	しおり状紙 4枚、付箋 2枚	手帳ビニルクロス。 表紙に「2」手書きシール。
3	手帳 3	96×156	182pp.	付箋 1枚	手帳ビニルクロス。 表紙に「3」手書きシール。
4	手帳 4	96×156	182pp.	付箋 2枚	手帳ビニルクロス。 表紙に「4」手書きシール。
5	手帳 5	91×146	106pp.	B4サイズコピー (展覧会 図録付属年表のコピー)	手帳ビニルクロス。 表紙に「5」手書きシール。
6	手帳 6	91×150	182pp.	メモ 1枚、入札 2枚	手帳ビニルクロス。 表紙に「6」手書きシール。
7	手帳 仮7	195×265	42pp.	名刺 1枚、入札 1枚、 付箋 2枚、符牒 1枚	楽譜ノート (A4)
8	手帳 仮8	160×216	90pp.	メモ 1枚、しおり替わ りの紙片 1枚	A5ノート。背表紙に 「独逸文二甲二 木村定三」。
9	手帳 仮9	162×204	118pp.	しおり替りの紙片 1枚	A5クロス貼。 背表紙塗りつぶしあり。白紙多い。
10	手帳 仮10	163×204	204pp.	付箋 3枚、メモ 1枚	A5クロス貼。 背表紙塗りつぶしあり。白紙多い。
11	手帳 仮11	137×176	146pp.	付箋 2枚、ゼムクリッ プ 1個、請求書 1枚、 メモ 1枚、	大判手帳ビニルクロス。定三氏によ る補修跡多い。劣化が著しい。
12	手帳 仮12	127×177	122pp.	名刺 1枚、メモ 1枚	大判手帳ビニルクロス。記述は6pp. のみ。(比較的新しい)
13	手帳 仮13	174×255	122pp.	附属品多数	A5ノートビニルクロス。表紙に「平 成5年(1993年)」手書きのシール。
14	コピー (寒山拾得 について)		1枚		出典不明
15	入札の控え		1枚		ある蒐集作品に関連するもの

3 手帳群の概要

13冊の手帳にはそれぞれに番号が付されている。表1中の各手帳番号のうち、1番から6番までは定三氏によって付されたものだが、残る7冊には番号が付されておらず、便宜上7番から13番までは受託に際し当館で付した番号であり「仮」として区別している。これら13冊の手帳について、記載内容の性格に基づいて分類整理したものが表2である。なお手帳には、半世紀を遥かに超えて経年劣化の著しいものも多い。

手帳は基本的に、定三氏個人の備忘録であり、他者に供するための記録ではない。そのため個性的な筆跡筆致に加え、種々の情報の記録には多くが符丁・記号を用いられ半ば暗号化されている。中でも購入・売却に関する価格については全面的に暗号による記載となっている。そのため情報そのものが持つデリケートさに加え、索引作成作業においても、記録の読み解きには慎重を要する。

以下、表2に添って概要を報告する。

(1) 木村定三蒐集記録

ア「手帳仮7」

最も早い時代の記録である。冒頭の見返しの裏と1ページおよび2ページには、35点の作品名が記載されている。元号まで記載されている年代で最も古いものは「大正8(1919)年」であり、その作品は【渡辺清《嵐山春景図》(M2171)】である。最も新しいものは「昭和7(1932)年」であり、【《砂手御本茶碗》(M801)】がそこに記載された作品である。しかし多くは年号の記載がなく、かつ元号が記載されたものについても、後年の記録のように年代順となっているわけではない。ただし大正8年に定三氏はまだ6歳であり、また後述する「手帳仮9」との関係から、この3ページ分に記載された蒐集作品には、定三氏の父定次郎氏による蒐集作品も含まれていると考えられる。

3ページ目以降は各ページの右肩に元号による購入年代が入る。3ページ目は「13,14」となっており、「昭和13(1938)年」、「昭和14(1939)年」の記録となっている。「手帳仮7」の記載では「昭和8(1933)年」から「昭和12(1937)年」の記録が見当たらないが、「手帳仮9」の記載により、実際には「昭和9(1934)年」に少なくとも3点の購入があったことが確認できる。全体を通じて、記載された情報の精度が他の手帳とは若干異なるように見受けられる。おそらく手元に残されたメモ等を頼りに適宜記憶で補いながら、蒐集履歴を戦後の早い時期に復元したものかもしれない。とりわけ最初の3ページの記録にはいくばくかの曖昧な箇所が見られる。「手帳仮7」の索引作成作業に臨んでは、適宜「手帳仮9」の記載を合せ見ていくことも必要であると思われる。

イ「手帳1」から「手帳6」および「手帳仮13」

蒐集順に記載された作品に関する記録である。そこには個々の作品の入手先・価格、所見や評価、そして表装や箱作製などの依頼先、費用といった詳細な記録も多く書かれている。今日のコレクションには含まれない作品も記録されているが、それらの作品には概ね×印が付され、売却先や売却価格が追記されている。しかし×印による抹消が認められないにも拘わらず、現在のコレクション中に該当する作品を同定出来ないものも少なくない。

なお、記録は1985(昭和60)年から1992(平成4)年まで、8年分のデータが欠落している。年次から見て本来は「手帳7」として一冊分があったと推定されるが、残念ながら当館が美保子氏から寄託された手帳群には、該当する資料は存在していない。

ウ「手帳仮10」

「手帳仮10」は表2に示したとおり、「手帳1」、「手帳2」の補足詳述的性格が強く、定三氏による作品のスケッチが多数描かれているページもある。現在のコレクションに含まれている作品であるにも拘わらず、「手帳1」「手帳2」には記載がなく、この手帳にのみ記されている作品もある。

(2) その他の手帳

ア「手帳仮9」

「手帳仮9」は、記載がはじまる最初のページに「先考遺愛品」と記されている。すなわち、定三氏の父定次郎氏が蒐集した作品について定三氏がまとめた目録と考えられ、149点の記

表2 「木村定三氏手帳 13点」 記載内容別一覧

登録時の名称	概要	記載年次	記載内容、等
定三氏蒐集記録	手帳仮7	蒐集記録1 1919 (大正8)年 1945 (昭和20)年11月	①1919(大正8)年-1932(昭和7)年 購入先、購入価格、箱書き、箱の作製、表装等についてその依頼先、経費の情報等。記載順の法則は不明。蒐集年の記載のないものもある。「手帳仮9」の記録を合せ見ることによって父定次郎氏の蒐集品が確認される。 ②1938(昭和13)年-1945(昭和20)年11月 蒐集作品を購入順に記載。購入先、購入価格、箱書き、箱の作製、表装等についてその依頼先、経費の情報、蒐集作品の法量。適宜、定三氏の所見・来歴等記号を用いた蒐集作品への評価。 ①②いずれも譲渡、売却された作品には×印を付し、売却年、売却価格、売却先等を併記。
	手帳1	蒐集記録2 1945 (昭和20)年11月 1947 (昭和22)年11月	蒐集作品を購入順に記載。購入月(一部)、購入先、購入価格。箱書き、箱の作製、表装等についてその依頼先、経費の情報、蒐集作品の法量。適宜、定三氏の所見・来歴等記号を用いた蒐集作品への評価。 譲渡、売却された作品には×印を付し、売却年、売却価格、売却先等を併記。
	手帳2	蒐集記録3 1947 (昭和22)年11月 1952 (昭和27)年12月	蒐集作品を購入順に記載。購入月(一部)、購入先、購入価格。箱書き、箱の作製、表装等についてその依頼先、経費の情報、蒐集作品の法量。適宜、定三氏の所見・来歴、蒐集作品への記号を用いた評価等。 譲渡、売却された作品には×印を付し、売却年、売却価格、売却先等を併記。
	手帳仮10	蒐集記録補足 1946 (昭和21)年5月29日 1947 (昭和22)年12月15日	①手帳1,2に記載されたデータへの補足、詳述。1946(昭和21)年5月29日《嵐山春蘭》M463~1947(昭和22)年12月15日岸田劉生《王母千年實》《厨房新鮮》M1761までの詳細。定三氏による作品の緻密なスケッチが多数見られる。 譲渡、売却された作品には×印を付し、売却年、売却価格、売却先等を併記。 ②購入書籍一覧(画集、美術書、考古遺物研究書)。大雅堂についての読書ノート(18pp.)
	手帳3	蒐集記録4 1953 (昭和28)年1月 1963 (昭和38)年8月	蒐集作品を購入順に記載。購入月(一部)、購入先、購入価格。箱書き、箱の作製、表装等についてその依頼先、経費の情報、蒐集作品の法量。適宜、定三氏の所見・来歴、蒐集作品への記号を用いた評価等。定三氏による蒐集作品のスケッチ。 (昭和30年代以後、考古遺物小品を中心に定三氏による蒐集作品のスケッチが増えている。) 譲渡、売却された作品には×印を付し、売却年、売却価格、売却先等を併記。
	手帳4	蒐集記録5 1963 (昭和38)年8月 1969 (昭和44)年12月	蒐集作品を購入順に記載。購入月(一部)、購入先、購入価格。箱書き、箱の作製、表装等についてその依頼先、経費の情報、蒐集作品の法量。適宜、定三氏の所見・来歴、蒐集作品への記号を用いた評価等。定三氏による作品のスケッチ。 譲渡、売却された作品には×印を付し、売却年、売却価格、売却先等を併記。
	手帳5	蒐集記録6 1970 (昭和45)年1月 1978 (昭和53)年6月	蒐集作品を購入順に記載。購入月(一部)、購入先、購入価格。箱書き、箱の作製、表装等についてその依頼先、経費の情報、蒐集作品の法量。適宜、定三氏の所見・来歴、蒐集作品への記号を用いた評価等。定三氏による作品のスケッチ。 譲渡、売却された作品には×印を付し、売却年、売却価格、売却先等を併記。
	手帳6	蒐集記録7 1978 (昭和53)年6月 1984 (昭和59)年6月	①蒐集作品を購入順に記載。購入月(一部)、購入先、購入価格。箱書き、箱の作製、表装等についてその依頼先、経費の情報、蒐集作品の法量。適宜、定三氏の所見・来歴、蒐集作品への記号を用いた評価等。定三氏による作品のスケッチ。 譲渡、売却された作品には×印を付し、売却年、売却価格、売却先等を併記。 ②定三氏が催した茶会の招待客名簿。

	手帳 仮13	蒐集記録 8	1993 (平成5)年1月 — 1999 (平成11)年7月	<p>①蒐集作品を購入順に記載。購入月(一部)、購入先、購入価格。箱書き、箱の作製、表装等についてその依頼先、経費の情報、蒐集作品の分量。適宜、定三氏の所見・来歴、蒐集作品への記号を用いた評価等。定三氏による作品のスケッチ。</p> <p>②作家個展、茶会の写真資料。</p> <p>③美術誌、新聞記事切抜き。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済新聞(1993年4,26/27) 小川芋銭展 ：東京国立近代美術館、愛知県美術館 渡辺豊重 尾崎正明 ・朝日新聞(1994年5,1) 蕪村春秋《若竹》 ・日本経済新聞(1997年11,2) 井上萬二紫綬褒章受章
父定次郎氏蒐集記録	手帳 仮9	先考遺愛品目録	1919 (大正8)年 — 1934 (昭和9)年	<p>①先考遺愛品目録(父定次郎氏蒐集作品) 譲渡、売却された作品には×印を付し、売却年、売却価格、売却先等を併記。</p> <p>②仕覆購入記録 ③巧藝画購入、売却の記録</p>
定三氏編集目録	手帳 仮8	古美術の 分野別目録	1943 (昭和18)年 — 1966 (昭和41)年	古美術の分野別目録(記載順、分野内の記載は蒐集順) 武器、鏡、支那古代銅器・玉器、経巻、独鈷・羯磨、鈴、仏画、釜・風炉、厨子、硯、面 譲渡、売却された作品には×印を付し、売却年、売却価格、売却先等を併記。
	手帳 仮11	人名別所蔵品目録	—	<p>①人名別所蔵品目録(記載順) 小山富士夫、熊谷守一、竹内栖鳳、加藤孝一、西村五雲、村上華岳、白隠、前田青邨、小川芋銭、香月泰男、岡本柳南、吉川靈華、富岡鐵齋、福田平八郎、渡邊清、森田沙夷(伊)、櫻井陽司、小松均、日比野白圭、溪山人、青木蒲堂、登内微笑、浮田一蕙(一蕙齋)、平福百穂、鳥海青児、三浦禔良、土田麦僊、山元春舉、木内克、浦上玉堂、英一蝶、与謝蕪村、大雅(大雅堂)、原叟、如心齋、杉木普齋、橋本明治、藤田嗣治、坂本繁二郎、長谷川利行、横井礼市、岸田劉生、武者小路實篤、春泰(志野茶碗)</p> <p>②栄区桶屋町で起きた鐵齋大偽造団事件について経緯(見開き2pp.の記載)</p>
その他	手帳 仮12	熊谷守一 特記× モ35点	—	<p>①熊谷守一作品35点。</p> <p>②木村家蔵内の収納場所、美術館への貸出の記録。(全体6pp.の記載。後空白)</p>

載がある。先述の「手帳仮7」では分からなかった父定次郎氏による蒐集が、ここでの記録により「昭和9（1934）年」が最後であったと確認できる。更に注意すべき点は、「手帳仮7」の最初に記載された35点と重複するものもある一方で、そこに記載されながら「先考遺愛品」リストには漏れている作品も存在することである。つまり定三氏が記した1934（昭和9）年以前の蒐集記録にあり、かつ父定次郎氏の蒐集作品リストにはない作品が存在するのだが、これらが「先考遺愛品」リストへの単なる記載漏れなのか、あるいは、1934（昭和9）年（定三氏21歳）以前から定三氏の蒐集が始まっていたことを示しているのかは、この手帳からは判断できない。

イ「手帳仮8」「手帳仮11」「手帳仮12」

「手帳仮8」「手帳仮11」「手帳仮12」については、上記の蒐集記録に対し、コレクション管理の上の補遺の目録と思われる。しかし「いずれ美術館を作る」という構想を持っておられた定三氏の編纂物として、分類や項目立てそのものが、コレクター研究の対象となりうるであろう。

4 現在進行中の索引作成作業

手帳に書き込まれた作品名称は、当館が受贈手続きを行った時点での作品名称とは必ずしも一致しない。現在のコレクションの個々の作品が、手帳に記載されたどの作品に該当するのか、これを結びつける索引作成の作業は予想以上に煩雑で時間を要した。

調査読解の作業は、2014（平成26）年5月28日に始められ、受入時に付された手帳の番号に添って進められた。2017年12月現在において、「手帳仮10」までの記載事項について受贈作品との照合作業を終え、「昭和59（1984）年」までの蒐集履歴を中心とした情報が整理された。これにより、「昭和59（1984）年6月」までに蒐集されたコレクションを中心に、きわめて多くの作品について、どの手帳にどのようなことが記載されているのか、その概要が分かるようになっている。

5 記号について

手帳には多くの記号や符丁が用いられていることは既述した。しかしながら定三氏は、手帳のどこにも、それらが何を意味し、いかに読み解くべきものであるかを記していない。

購入・売却に関わる価格の記録は、わずかな例外を除き、原則的に暗号化されている。加えてその暗号自体にも3度の変更が推察されるため、解読には記載された年代を踏まえての考察も必要である。

一方、コレクターとしての木村定三氏を研究の対象としたとき、特に重要な情報は、定三氏による個々の作品への評価である。定三氏は作品への評価を表す記号として、独自に考案した記号を、作品を包む風呂敷や、この手帳等に多く書き残している。しかしこれも暗号化されており、その解読は容易ではない。

評価は「△▲○○◎貴」の5つの記号を用いて組立てられている。手帳資料の全体を通じて観察されることを列記すると

- ・「△」と「▲」については、同じ記号が複数個並んで使用される例は見られない。
- ・「○」は複数個並んで使用されることがあり、最多個数は9つが確認される。
- ・「◎」も同様に複数個並んで使用されることがあり、最多個数は9つが確認される。
- ・「貴」も同様に複数個並んで使用されることがあり、最多個数は4つが確認される。
- ・「○」「◎」「貴」に「△」「▲」が並ぶことがある。
- ・「◎」「貴」それぞれの横に、「○」「◎」が並ぶことがあり、複数個が並ぶ事例も多く確認される。
- ・多くの場合、異なる記号の複数組合せによる評価である。

下記にいくつかの事例を挙げる。

- ・前田青邨<稚児文殊図>（M1767）「◎◎」
- ・熊谷守一<野良猫>（M179）「貴◎」
- ・熊谷守一<石亀>（KT100）「貴◎◎◎◎◎◎◎」

これらの記号は手帳への記載のみではなく、作品を包む風呂敷等にも残されているが、現

段階では、手帳上での評価と風呂敷などに記された評価が、どの程度一致しているかの確認作業は行われていない。

作品を包んだ風呂敷などの上に記載された例の中には、「◎」12個の使用例も確認されており、手帳上の記載とは相違も認められる。

これらも踏まえて評価記号間にある法則の解明は、当館の今後の課題である。

6 手帳から窺われるコレクション形成過程の特色

木村定三氏というコレクターについての研究は、氏が生きた近代から現代へと移り変わる時代の文化の一側面を考究する上で、非常に大きな可能性を秘めており、この手帳類という資料の存在は大変重要な意味を持つ。

当館は、定三氏の蒐集がかなり早い時期から始まっていたこと、また父定次郎氏が亡くなられた後、その蒐集品が定三氏のコレクションに吸収されたことについて、定三氏や美保子氏から直接話を伺っていた。例えば重要文化財に指定されている与謝蕪村《富嶽列松図》(M2890)が、父定次郎氏の蒐集品であるという情報は得ていたのである。しかし、父定次郎氏のその他の蒐集品が何であるかは分からず、時として2人の蒐集品について「両者を区別する手がかりはないのか」といった話題こそ出ていたが、それができるようになるとは考えていなかった。

手帳により「木村定三コレクション」は、ここ名古屋で大正から平成の時代にかけて、親子2代にわたる蒐集家によって形成されたものであること、定三氏の独自の審美眼によって、ただ購入するばかりではなく、時として譲渡・売却され、長い時間をかけて精査されながら形成されてきたこと、この2つの事柄が、その過程とともに明らかになった。

さらに詳細を報告すれば、手帳を年代順に見ると、定三氏の関心は、元来絵画にその軸足を置いたものであったような印象を受ける。茶陶・茶道具は、蒐集の対象として些か後発に位置しており、その関心は志野にはじまり、徐々に広がりを見せていく。鏡への関心は「昭和19(1944)年」の《倣製振文鏡》(M326)を端緒にしており、「昭和28(1953)年」までにはほぼその蒐集を終えているが、多くの考古遺物の蒐集は、それを引継ぐように昭和20年代末にはじまり昭和40年代初頭にはほぼ完了している。定三氏の蒐集はある期間、あるテーマに特化し集中してコレクションを作り上げる傾向があることも、手帳の読み解きから窺えることである。一方で、硯は「昭和18(1943)年」《瓦硯(受入名称:阿房宮瓦硯)》(M2359)にはじまり「昭和55(1980)年」《葡萄栗鼠硯(受入名称:李朝 葡萄にリス硯)》(M2367)まで長い期間に渡って蒐集され、その間にコレクションから除かれた作品はわずか1点に留まる。コレクション形成のプロセスで再評価を重ね蒐集品の質を常に純化・洗練していく定三氏の姿勢のなかでは珍しい事例である。

また定三氏について研究する上で、熊谷守一作品の蒐集と画家自身との交流については最も重要なテーマの一つとなる。これら手帳群には、熊谷に関連する情報が溢れている。熊谷守一については、定三氏が最初に出会った「昭和13(1938)年」より、画家が鬼籍に入る「昭和52(1977)年8月」までの購入記録が残っている。現在のコレクションに見られる熊谷作品は214点(油彩49点、日本画100点、素描6点、書42点、陶磁器14点、彫刻3点)を数える。この他、最終的にコレクションに残されなかった作品もその同数に近く、あるいはそれ以上にあると思われるが、それらを時系列に並べ整理することも可能となっている。

7 おわりに

本稿を締め括るにあたり、当館を信頼し、この貴重な資料を寄託する決断をして下さった木村美保子氏に対し、改めて感謝を申し上げます。当館は今後も、コレクション研究を進める重要な資料として、美保子氏のご意志を尊重しながら、研究を進めていく所存である。